

建設業法のポイント

適正な施工体制と元下関係

建政部 計画・建設産業課

● 建設産業における生産の特性について

○建設産業の生産システムは、屋外における単品・受注生産

各現場ごとでその規模・内容が異なり、1件ごとに受注してはじめて生産が行われるシステム

- 工事量が発注者の動向、経済情勢により大きく左右
- 工事により必要となる職種が異なる
- 最大の工事量を前提とした労働力・機械を有することは企業にとって大きな負担

○重層下請構造の形成

総合的管理監督機能を担う**総合工事業者（元請）**と直接施工機能を担う多くの**専門工事業者（下請）**からなる分業関係を基本とするネットワーク型の重層構造

- 受注した工事の規模・内容に応じて必要な労働力・機械を調達できるシステム

建設工事の施工形態のイメージ

(ビル工事の例)

総合工事業者(ゼネコン)

※本事例は一括発注のケースであり、分離発注においては専門工事業者が発注者から直接受注する。

専門工事業（基礎）

■ 杭打ち工事

1次下請

A社

A2a

A2b

2次下請

A3a

A3b

3次下請



(ウェルポイント工)

専門工事業（躯体）

■ とび・土工工事

■ 型枠工事

■ 鉄筋工事

B社

B2a

B2b

B3a

B3b



(とび工)

専門工事業（仕上）

■ 塗装工事

■ 内装仕上工事

■ 防水工事

C社

C2a

C2b

C3a

C3b



(塗装工)

専門工事業（設備）

■ 電気設備工事

■ 空調衛生工事

D社

D2a

D2b

D3a

D3b



(配管工)

●建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

建設業の許可を要しないもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県のみ営業所を設置)

28業種

(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可

(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可

(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること等

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置

(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある工作物に関する重要な工事を行う場合)

監理技術者資格者証保持者の選任

(専任の監理技術者の場合)

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため 不適格な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ①指示処分
- ②営業停止処分
- ③許可取消処分
- ④罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務 請負契約の書面締結義務等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査

(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ①経営規模
- ②経営状況
- ③技術力
- ④その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

- ①あっせん
- ②調停
- ③仲裁

● 建設工事の種類と許可業種

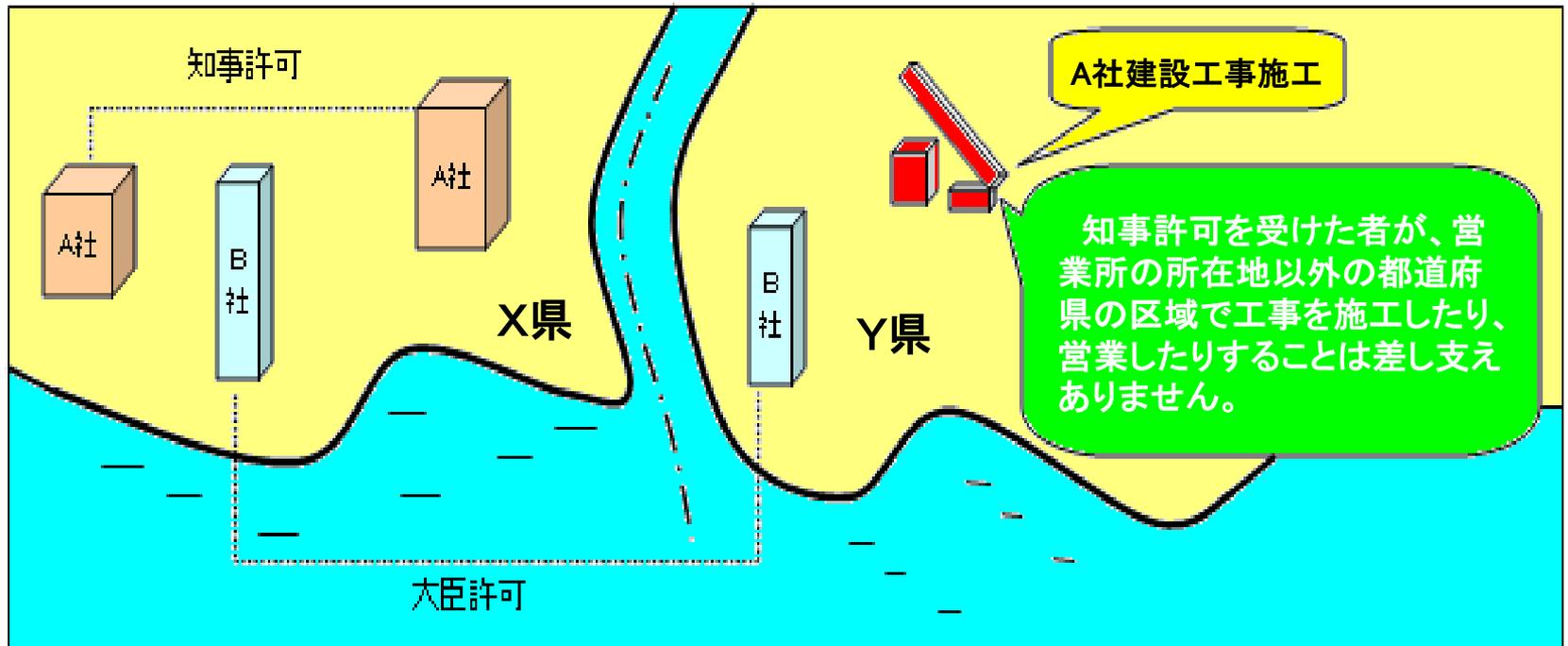
一式工事とは「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事」で、基本的には各種の専門工事を組み合わせて行う工事です。

		建設工事の種類	許可業種			建設工事の種類	許可業種
1	一式工事	土木一式工事	土木工事業	15	専門工事	板金工事	板金工事業
2		建築一式工事	建築工事業	16		ガラス工事	ガラス工事業
3	専門工事	大工工事	大工工事業	17		塗装工事	塗装工事業
4		左官工事	左官工事業	18		防水工事	防水工事業
5		とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	19		内装仕上工事	内装仕上工事業
6		石工事	石工事業	20		機械器具設置工事	機械器具設置工事業
7		屋根工事	屋根工事業	21		熱絶縁工事	熱絶縁工事業
8		電気工事	電気工事業	22		電気通信工事	電気通信工事業
9		管工事	管工事業	23		造園工事	造園工事業
10		タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	24		さく井工事	さく井工事業
11		鋼構造物工事	鋼構造物工事業	25		建具工事	建具工事業
12		鉄筋工事	鉄筋工事業	26		水道施設工事	水道施設工事業
13	ほ装工事	ほ装工事業	27	消防施設工事		消防施設工事業	
14	しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業	28	清掃施設工事		清掃施設工事業	
			指定建設業(令第5条の2)				

● 知事許可・大臣許可の区分

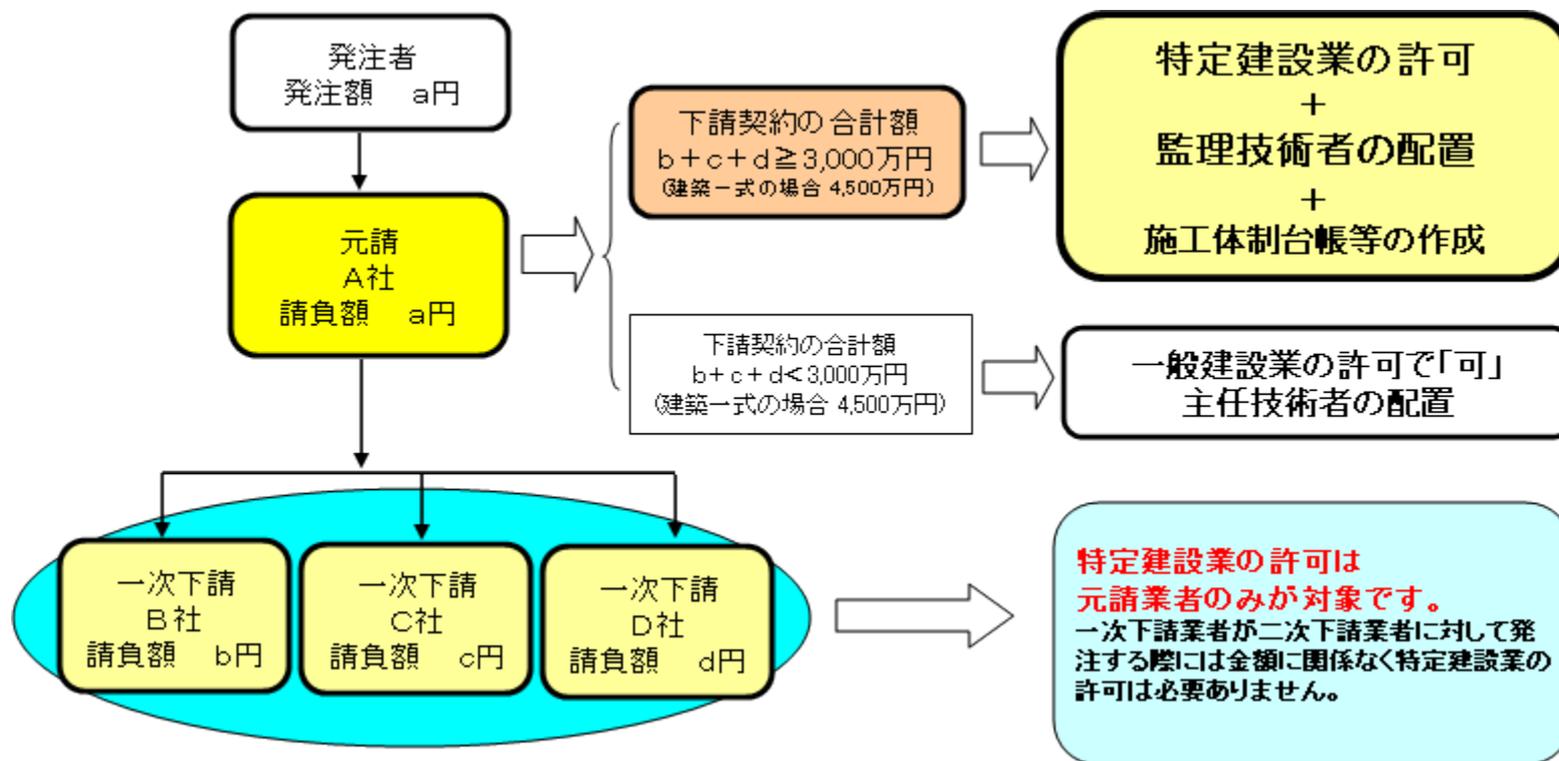
建設業の許可は、許可を受けようとする者の設ける建設業の営業所の所在地の状況によって知事許可と大臣許可の区分があります。(法第3条第1項)

- 知事許可 = 建設業を営もうとする営業所が1つの都道府県の区域内にのみ所在する場合
- 大臣許可 = 建設業を営もうとする営業所が2つ以上の都道府県に所在する場合



● 特定建設業・一般建設業の区分

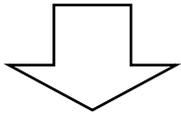
建設工事の施工に際しての下請契約の規模によって特定建設業と一般建設業の区分があります。(法第3条第1項)



●適正な手順による下請契約の締結について

下請契約締結に至るまでのフロー図

見積依頼業者の選定



工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下のことが記載された書面で行いましょう。

見積依頼

書面依頼

①工事名称	⑥支給品の有無
②工事場所	⑦施工条件・範囲
③工事概要	⑧支払条件
④予定工期 (全体工期及び見積対象工事の双方)	⑨現場説明・図面交付の日時・場所
⑤工法	⑩見積書の提出期限
	⑪制約条件等その他必要な事項

現場説明・図面交付

●見積期間は、下請負人が適切に見積を行うのに必要な期間を設けなければなりません。

- 見積条件の明確化
- 見積費目の提示・確認
- 図面、仕様書の提示・確認

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①予定価格<500万円	中1日以上
②500万円≦予定価格<5,000万円	中10日以上
③5,000万円≦予定価格	中15日以上

●予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内に限り短縮することができます。

質疑応答

- 担当者の明示
- 質問内容の明確化・迅速な質問
- 職務上権限を有する者同士の対応
- 見積条件内容の確定
- 記録(書面)の保存

見積書提出

- 建設工事の見積書は、「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければなりません。

工事の種別	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び、本館、別館のような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の別

金額折衝

下請業者の選定に当たっては、必要な建設業許可があること及び予定工期に主任技術者の配置ができることなど、施工能力をあらかじめ確認しておくことも重要です。

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。

書面契約

建設業法では、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項は具体的に書面を取り決め、これを相互に交付すべきことを定めています。

●請負契約書に記載すべき内容

建設工事の請負契約の当事者は、元請・下請にかかわらず法第18条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

1 工事内容
2 請負代金の額
3 工事着手の時期及び工事完成の時期
4 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
7 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
8 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
9 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
10 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
12 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
13 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
14 契約に関する紛争の解決方法

● 請負契約書の形態



公共工事・民間工事とも契約内容を以下の**いずれかの書面**で作成します。

- ① 契 約 書
- ② 注文書・請書 + 基本契約書
- ③ 注文書・請書 基本契約約款



① 工事ごとの個別契約による場合(14項目の記載、当事者の署名又は記名押印)

② 当事者間で基本契約書を締結したうえで、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合(基本契約書は14項目記載、当事者の署名又は記名押印、注文書及び請書には記載されている事項以外については基本契約書による事を記載)

③ 注文書及び請書の交換のみによる場合
(基本契約約款を添付又は印刷、基本契約約款が複数枚の場合は割印)

●技術者制度

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、**必ず現場に「主任技術者」を置かなければなりません。**

発注者から直接工事を請負い、そのうち**3,000万円（建築工事業の場合は4,500万円）以上を下請契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。**

●主任技術者の役割

建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理、労務管理等も行います。

●監理技術者の役割

主任技術者の役割に加え、一定規模以上の建設工事の施工にあたり、下請人を適切に指導監督するという総合的な役割を果たします。

●建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業(7業種)			その他の建設業(左記以外の21業種)		
		土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園工事業			大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設工事業		
工事現場の技術者制度	許可の区分	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
	元請工事における下請契約の合計額	3000万円以上 (建築一式4,500万円)	3000万円未満 (建築一式4,500万円)	3000万円 (建築一式4,500万円) 以上は契約できない	3000万円以上	3000万円未満	3000万円以上は契約できない
	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級、2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)		①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者	①1級、2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に配置される場合					
	監理技術者資格者証	専任を要する場合は必要	不 要		専任を要する場合は必要	不 要	

●所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、現場に配置する監理技術者等は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。したがって以下のような技術者の配置は認められません。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(1つの工事の期間のみの短期雇用)

特に国、地方公共団体等(法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人)が発注する建設工事(以下、「公共工事」という。)において、**発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等**については、所属建設業者から**入札の申込のあった日**※(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に**3ヶ月以上**の雇用関係にあることが必要です。

(「監理技術者制度運用マニュアルについて」平成16年3月1日 国総建第315号)

※四国地方整備局発注工事では、一般競争の場合、競争参加資格の確認申請日がこれに当たります。

●許可要件及び技術者の配置要件

1件の請負金額		500万円未満	500万円以上	2500万円以上
下請金額		3000万円未満 (建築一式4500万円)		3000万円以上 (建築一式4500万円)
建設業の許可		許可不要	一般建設業者	特定建設業者
技術者	営業所	許可を取れば専任を要する	専任を要する	
		許可を取れば右に示す資格者	業法第7条第2号のイ、ロ、ハの有資格者	業法第15条第2号のイ、ロ、ハの有資格者
現場	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物	非専任		工事現場ごとに専任 (2500万円以上 建築一式5000万円以上)
	それ以外	非専任		

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物とは

- ①国、地方公共団体が発注者である工作物に関する工事
- ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共施設又は工作物に関する工事
- ③学校、図書館、工場、病院、ホテル、共同住宅等のように多数の人が利用する施設の工事等をいい、**個人住宅を除くほとんどの工事が対象となります。**

重要な工事とは

工事1件の請負代金の額が**2,500万円**(建築一式工事の場合は**5,000万円**)以上の工事をいいます。

「工事現場ごとに専任」とは

専任とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味し、**元請、下請に関わりなく**、常時継続的に工事現場に置かれていなければなりません。

● 営業所におく専任の技術者

営業所の専任技術者の役割

- ・ 請負契約の締結に当たり**技術的なサポート**(工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等)を行うこと。
- ・ 所属する営業所に常勤することが原則
- ・ **営業所の専任技術者は現場における専任の監理技術者等になることができません。**

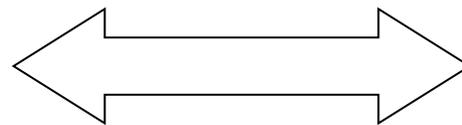
特 例

- ・ 次の要件を全て満たす場合に、当該工事の**専任を要しない監理技術者等(主任技術者を含む。)**となることができる。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること。

営業所

直接的かつ恒常的な
雇用関係



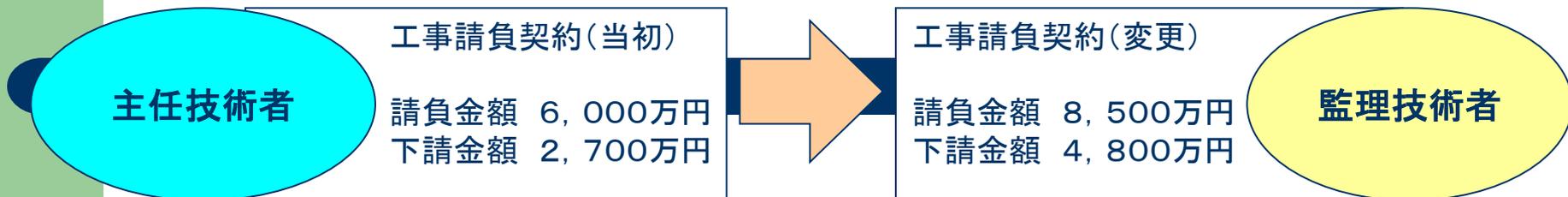
- ・ 契約締結した営業所
- ・ 近接した現場

工事現場

専任を要しない
監理技術者等

● 工事現場に配置すべき技術者について

主任技術者から監理技術者への変更



当初、主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等の事由により、工事途中で下請契約の請負代金額が3000万円(建築一式工事の場合は4500万円)以上となった場合には、発注者から**直接建設工事を請け負った特定建設業者は**、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

監理技術者等の途中交代

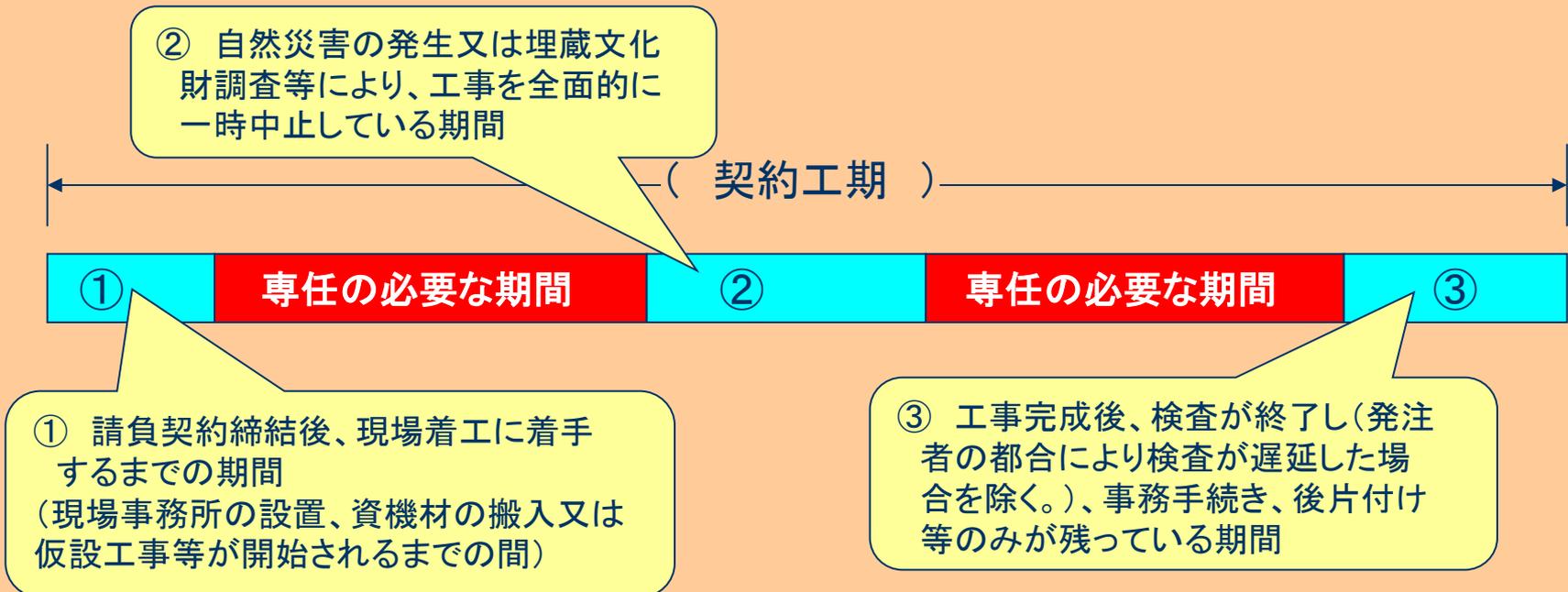
原則 : 交代は認められていません。

- 例外 :
- ① 監理技術者等の死亡、傷病、退職
 - ② 受注者の責によらない理由により、工事の中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ④ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

●専任で配置すべき期間

- 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任すべき期間は、契約工期が基本となります。
- 下記に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。
(専任を要しない期間が書面により明確となっていることが必要。)

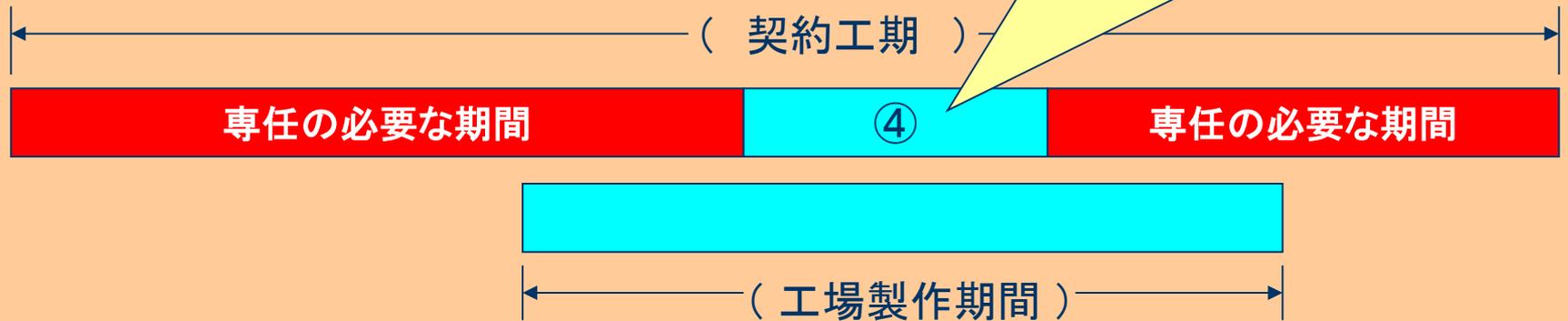
「発注者から直接工事を請け負った場合」の専任期間



●専任で配置すべき期間 2

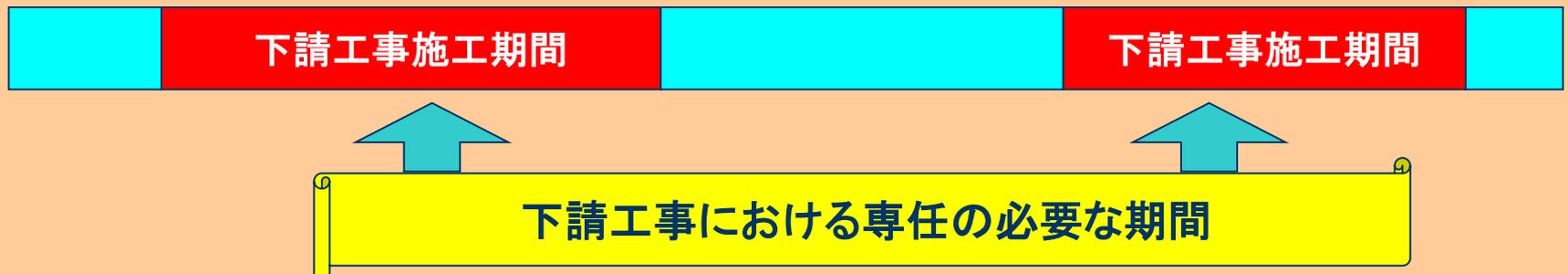
「工場製作を含む場合」の専任期間

④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



下請工事であっても主任技術者の専任が必要

⑤ 下請工事においては、施工が断続的に行われるケースが多いことを考慮し、専任を必要とする期間は、下請工事が実際に施工されている期間となります。



専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

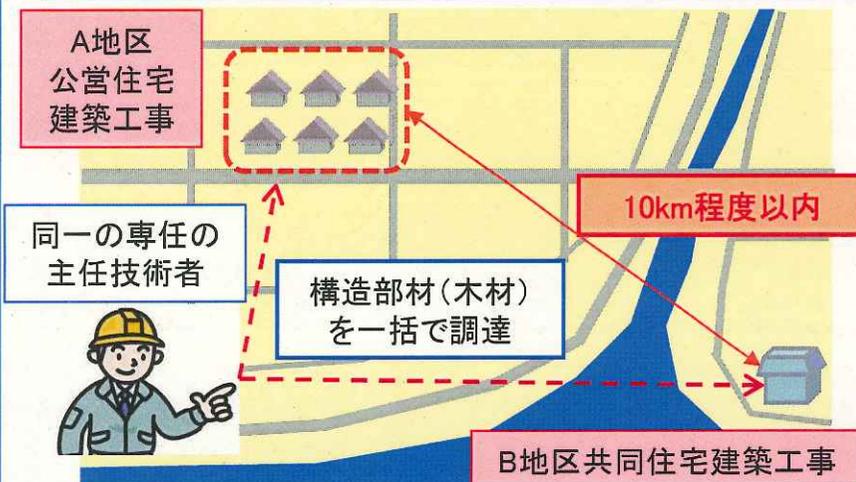
かつ

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
 ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

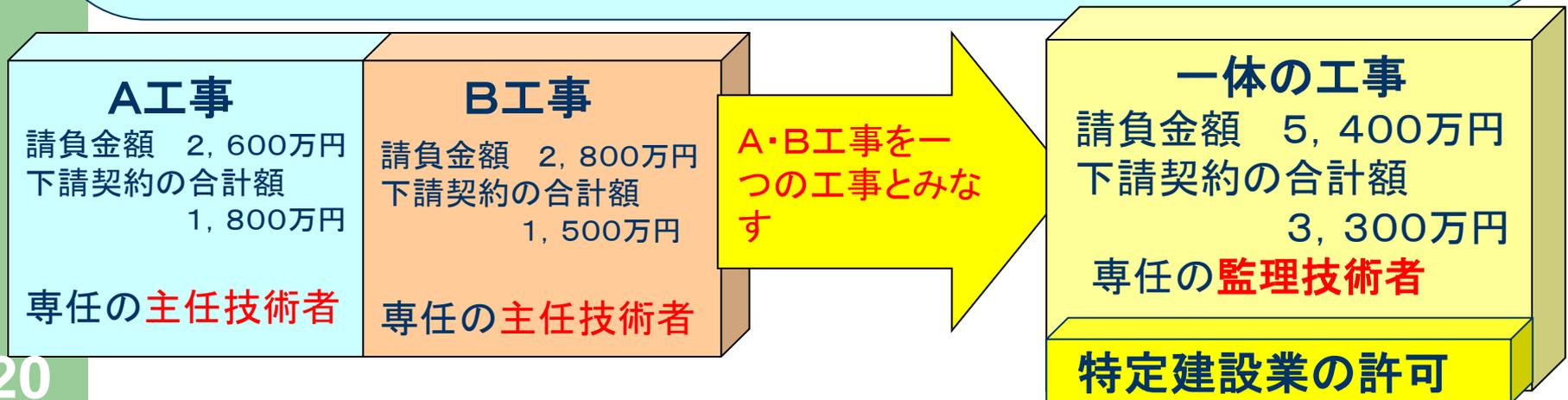
● 工事現場に配置すべき技術者について（兼任） 2

2以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合

同一あるいは別々の発注者が同一の建設業者と契約を締結する場合、下記の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が配置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

- ① 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
 - ② それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの
- 【当初の請負契約以外の契約が随意契約により締結される場合に限りです。】

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これら複数工事に係る下請契約の請負代金の額の合計が**3,000万円**（建築一式工事の場合は**4,500万円**）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。



参考：現場代理人について

●現場代理人の職務

・請負契約の的確な履行を確保するため、**請負人の代理人**として工事現場の取締を行い、**工事の施工に関する一切の事項**を処理するもの。

・現場代理人を**置く場合には**「現場代理人の権限に関する事項」及び「現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法」を**注文者に通知**しなければならない。

・建設業法では、現場代理人の**選任は義務付けられていない**。
また、現場代理人と主任技術者等（監理技術者を含む。）との**兼務は認められている**。

●建設業法で定める標識について

(1)建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称	サンポート工業株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
特定建設業	土木工事業	国土交通大臣 知事 許可(特-18)第99999号	平成18年 5月30日
特定建設業	とび・土工工事業	国土交通大臣 知事 許可(特-18)第99999号	平成18年 5月30日
特定建設業	は装工事業	国土交通大臣 知事 許可(特-18)第99999号	平成18年 5月30日
一般建設業	建築工事業	国土交通大臣 知事 許可(般-17)第99999号	平成17年 4月10日
この店舗で営業 している建設業	土木工事業 とび・土工工事業 は装工事業 建築工事業		

記載要領:「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

縦 35cm×横 40cm以上とする

●専任技術者を配置した営業所ごとの許可業種を記載します。その他の項目については本店、営業所ともに共通です。

許可年月日は、建設業許可通知書に記載された許可の有効期間の開始の日です。

●建設業法で定める標識について

(2) 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

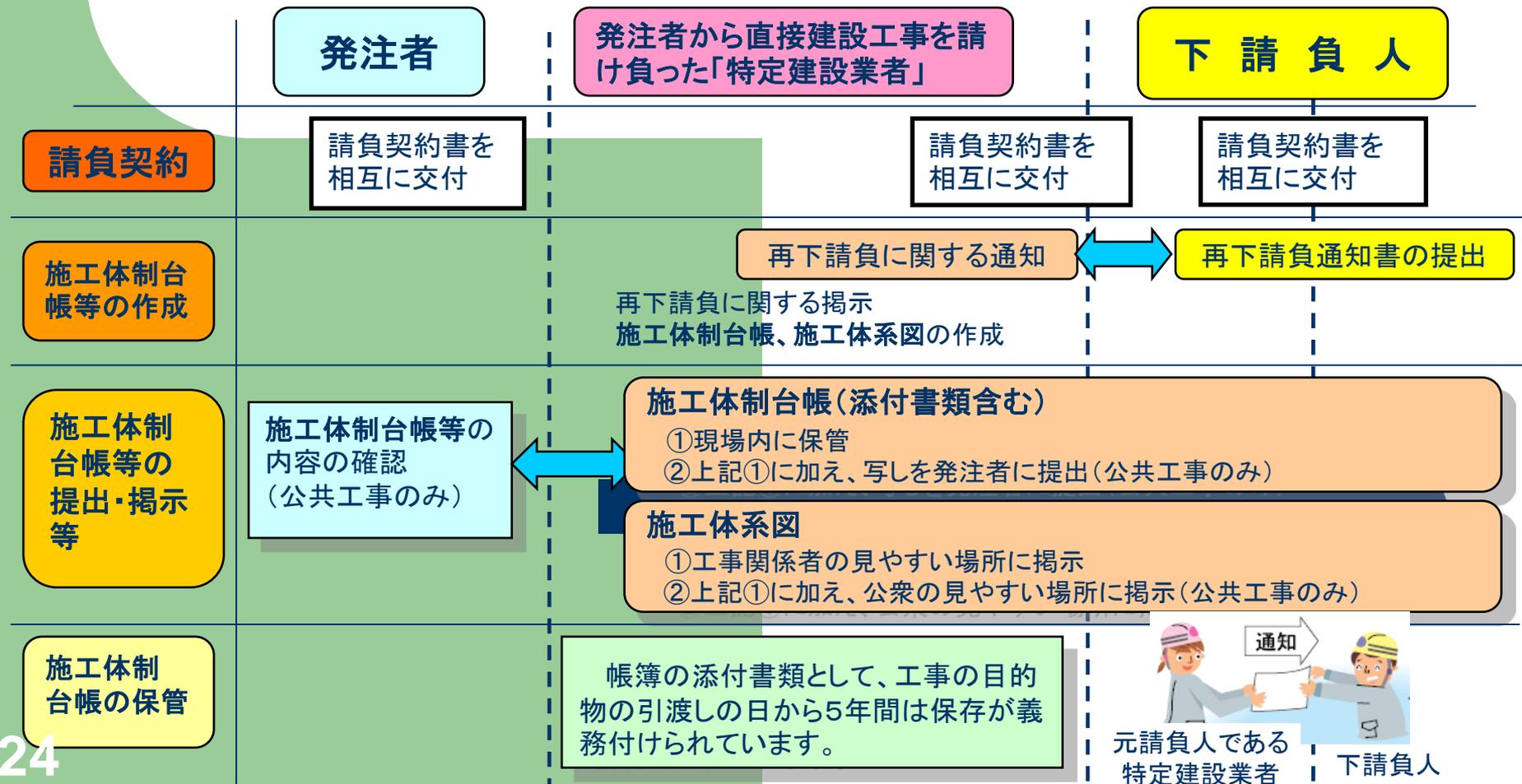
建設業の許可票			
商号又は名称		サンポート工業株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 ○○ ○○	
監理技術者の氏名	専任の有無	築港 良介	専任
資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士	第00000000000号
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業	
許可を受けた建設業		土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	
許可番号		国土交通大臣 知事 許可(特-18)第 99999号	
許可年月日		平成18年 5月30日	

記載要領

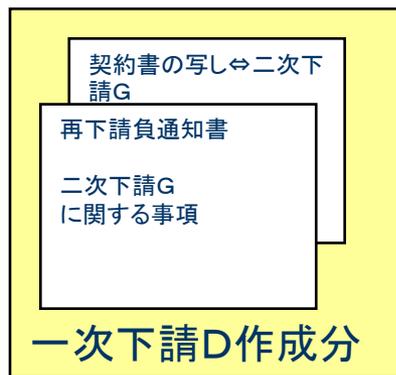
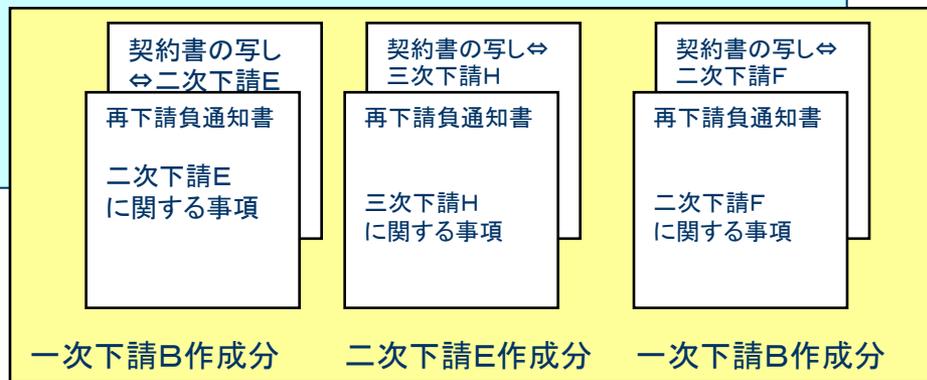
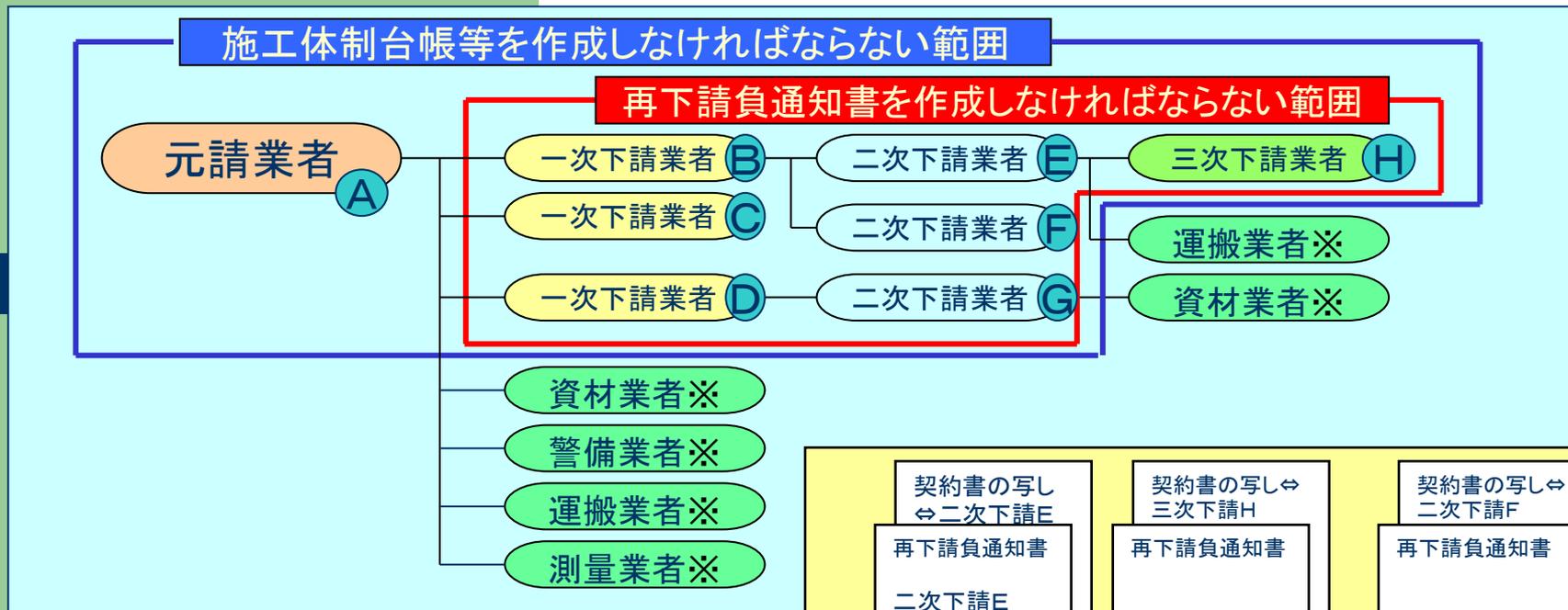
1. 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
2. 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号八又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4. 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

● 施工体制台帳等の作成義務について

公共工事、民間工事を問わず、発注者から直接建設工事を請け負った**特定建設業者**で当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が**3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上**となる場合は、**施工体制台帳及び施工体系図**(以下「**施工体制台帳等**」)を作成しなければならない。

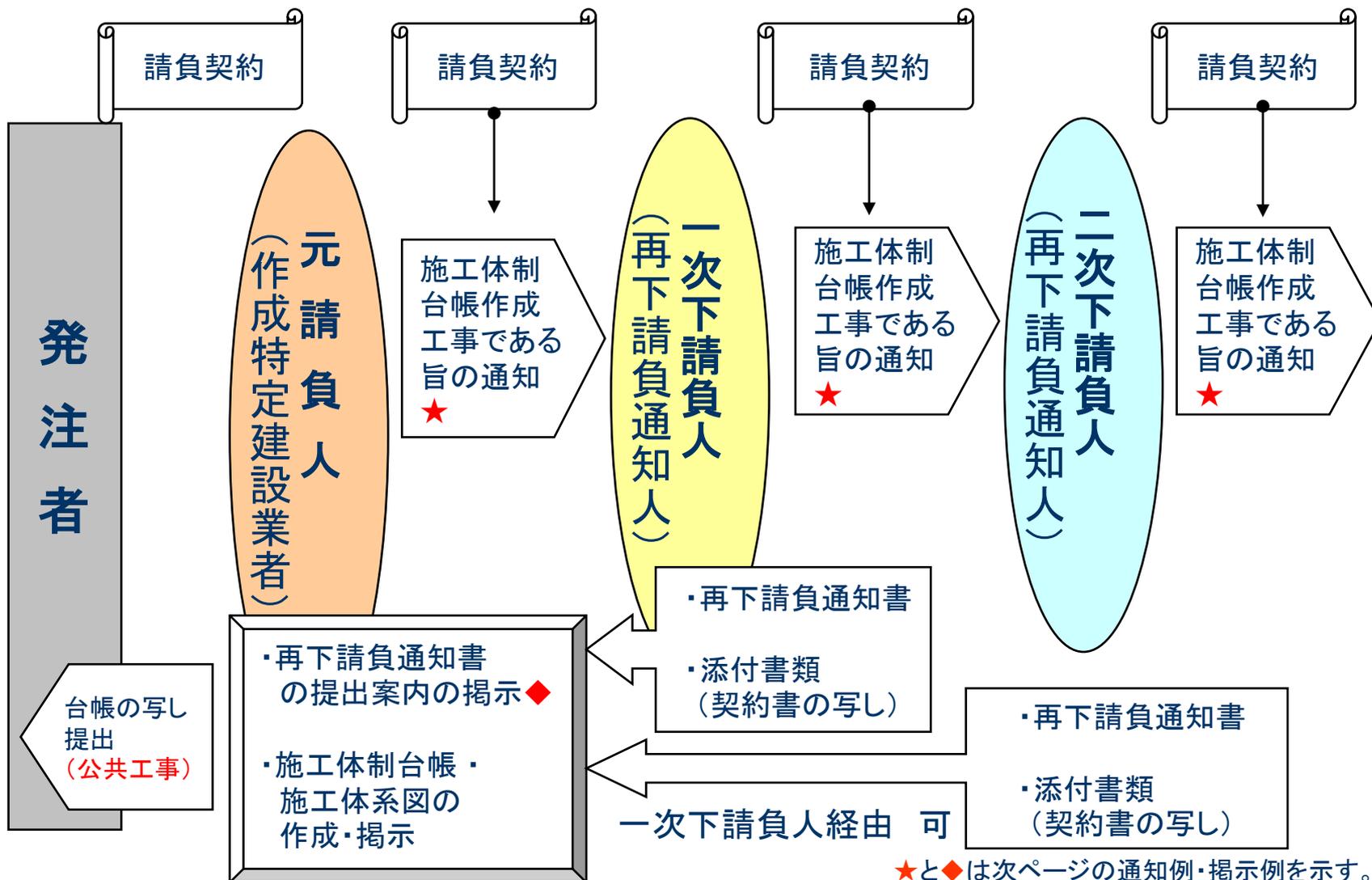


● 施工体制台帳等の作成範囲及び構成



一次下請業者C、
二次下請業者F、G
三次下請業者H
については、再下請して
いないため作成分なし

● 施工体制台帳等作成のフロー図



★と◆は次ページの通知例・掲示例を示す。

● 施工体制台帳の記載内容と添付書類

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請負人は、元請負人に関する事項を施工体制台帳に記載するとともに、一次下請負人に関する事項を添付すべき書類の提出を求め作成しなければなりません。

また、下請負人から提出のあった、再下請負通知書及び添付書類をとりまとめなければなりません。

工事の目的物の引渡しを行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければなりません。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	<p>☆元請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者から請け負った工事内容 ○建設業許可の内容 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○健康保険等の加入状況 <p>★一次下請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下請契約した工事内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●配置技術者の氏名と資格内容 ○健康保険等の加入状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者との契約書の写し ○下請負人との契約書の写し (注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し) ○監理技術者資格者証の写し(公共工事)又は監理技術者資格を有することを証する書面 ○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し (国家資格等の合格証明書等の写し) ○監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し (健康保険証等の写し)
下請	<p>☆一次下請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○元請と契約した工事の名称 ○建設業許可番号 ○監督員の氏名 ○健康保険等の加入状況 <p>◆再下請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下請契約した工事内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●配置技術者の氏名と資格内 ○健康保険等の加入状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○再下請負人との契約書の写し (注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し)

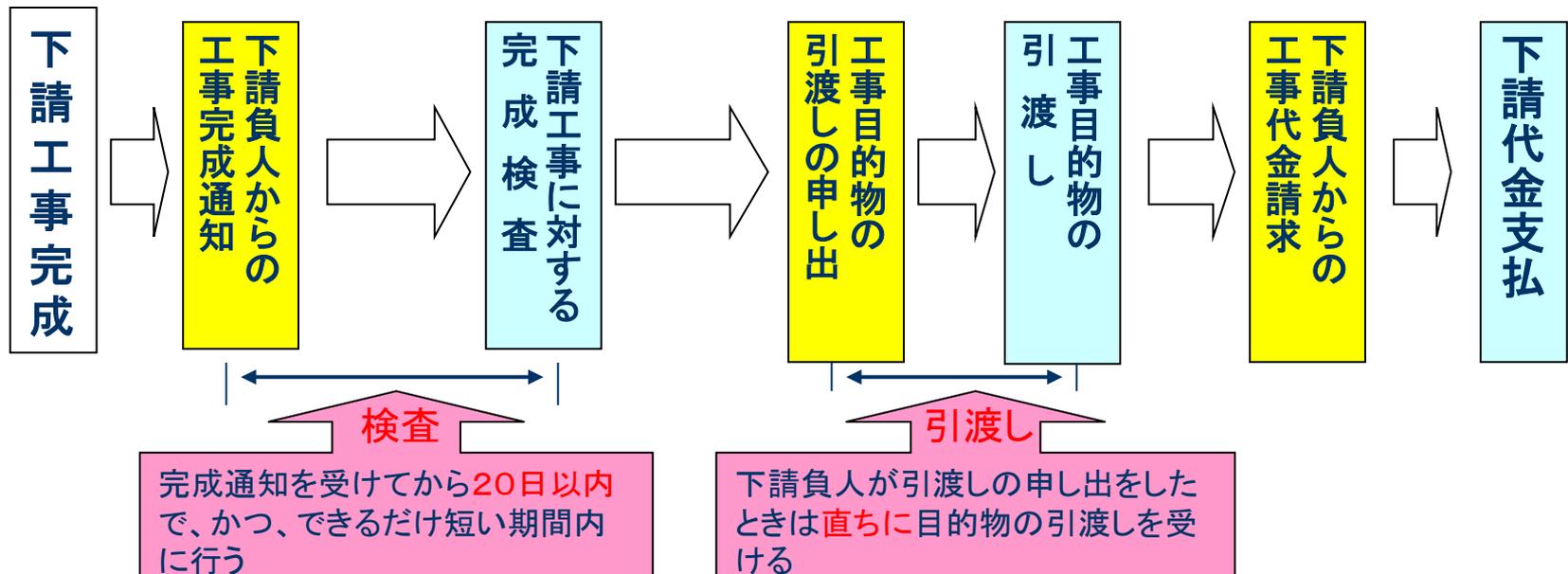
● 検査・引き渡し等について

工事完成の通知を受けてから、検査を完了するまでの期間

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、元請負人は、当該通知を受けた日から**20日以内で、かつ、できる限り短い期間内**にその完成を確認するための検査を完了しなければなりません。

引渡しの申し出があつてから、引渡しを受けるまでの期間

検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、元請負人は、当該建設工事の目的物の引渡しを**直ちに**受けなければなりません。

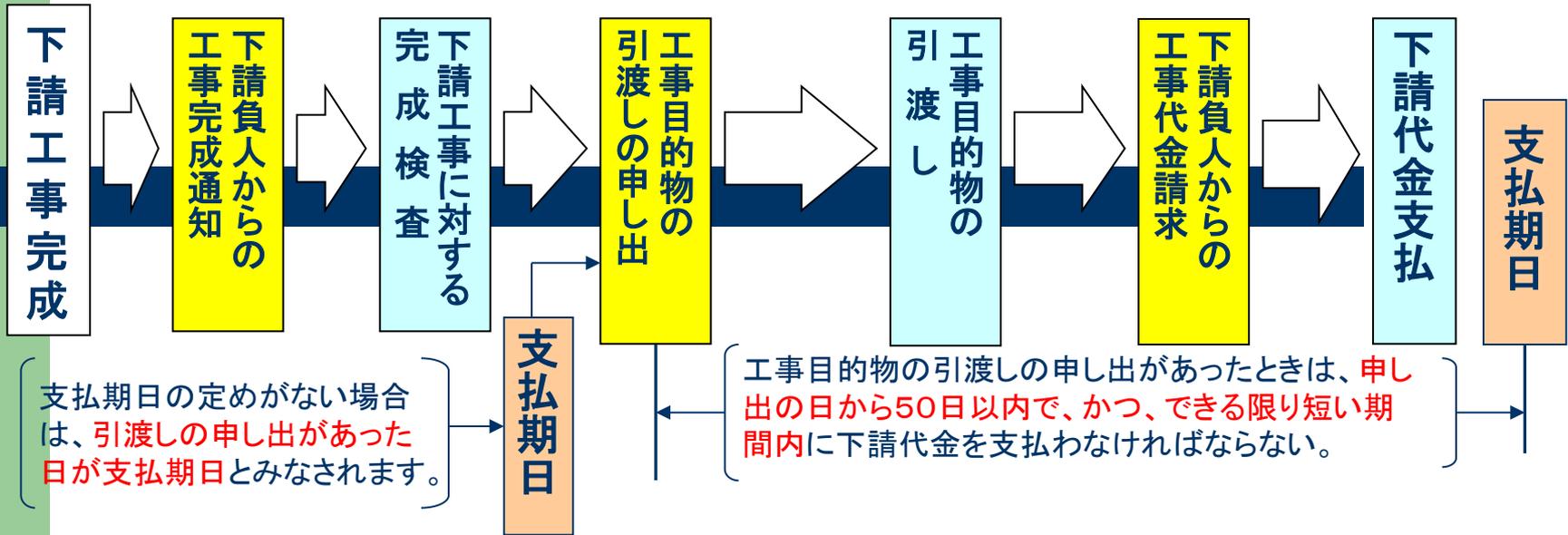


下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申し出」は口頭でも足りませんが、後日の紛争を避けるため**書面**で行うことが適切です。なお、「建設工事標準下請契約約款」では、以下について規定されています。

- ① 下請負人からの「工事完成の通知」及び「引渡しの申し出」は**書面**によること。
通知を受けた元請負人は、遅滞なく下請負人の立会のうえ検査を行い、結果を**書面**により通知すること。

● 下請代金の支払について

下請代金の支払フロー(特定建設業者が資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合)



注文者の支払を受けてから下請業者に支払うまでの日数

元請負人は注文者から出来形部分に対する支払又は竣工払を受けたときは、支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません

引渡しの申し出があってから支払を行うまでの日数(特定建設業者)

特定建設業者は、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)から工事目的物の引渡しの申し出があったときは、申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。

特定建設業者は、下請代金の支払について、出来高払や竣工払を受けた日から1ヶ月以内と引渡しの申し出の日から50日以内の両方の義務を負いますが、いずれか早く到来した日が支払期日となります。

●帳簿の備付けについて

建設業者が適正な経営を行っていく上で、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、その進行管理を行っていくことが重要です。このため、営業所ごとに、一定の事項を記載した帳簿を備え、保存することが義務付けられています。
(法第40条の3)

1 営業所の代表者の氏名、代表者となった年月日

2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項

- (1) 建設工事の名称及び工事現場の所在地
- (2) 建設工事の請負契約を締結した年月日
- (3) 注文者の名称、住所、建設業許可番号(注文者が建設業者であるとき)
- (4) 完成検査の検査完了日
- (5) 目的物の引渡年月日

3 下請契約に関する以下の事項

- (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
- (2) 下請負人と建設工事の請負契約を締結した年月日
- (3) 下請負人の名称、住所、建設業許可番号(下請負人が建設業者であるとき)
- (4) 下請工事の完成を確認するための検査の完了日
- (5) 下請負人から目的物の引渡しを受けた年月日

特定建設業者が一般建設業者へ建設工事の下請させた場合以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払の手段
- ② 下請代金の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、満期
- ③ 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額
- ④ 下請負人からの引渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息を支払ったときは、遅延利息の額及び支払年月日

●帳簿の備付けについて（添付書類）

1 契約書又はその写し

2 特定建設業者が一般建設業者へ建設工事を下請させた場合、支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払の手段を証明する書類（領収書等）又はその写し

3 請け負った建設工事が、施工体制台帳を作成しなければならないものである場合、当該施工体制台帳のうち以下の事項が記載された部分
（工事現場における備え置きを終えた後に、必要な部分を抜粋して添付することで足りります。）

- (1) 実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名及びその有する監理技術者資格
- (2) 監理技術者以外に専門技術者（12ページ参照）を置いた場合は、その者の氏名、その者が管理した建設工事の内容及び有する主任技術者資格
- (3) 下請負人の名称、建設業許可番号（下請負人が建設業者であるとき）
- (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
- (5) 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
- (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者（12ページ参照）を置いた場合は、その者の氏名、その者が管理した建設工事の内容及び有する主任技術者資格

●保存義務のある、営業に関する図書

発注者から直接工事を請負った元請建設業者は帳簿以外に、営業に関する以下の図書についても保存が義務付けられています。

- ① 完成図（工事目的物の完成時の状況を表したもの）
- ② 発注者との打合せ記録（工事内容に関するものであって当事者相互に交付されたものに限る）
- ③ 施工体系図（法令上作成義務のある工事に限る）

